

「国語科の資質・能力の育成や意識の醸成に寄与する  
学校での学習活動に関するデータ分析・検討業務」  
受託候補者選定にかかる実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という）第8条第1項の規定に基づき、国語科の資質・能力の育成や意識の醸成に寄与する学校での学習活動に関するデータ分析・検討業務に係る受託候補者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項はこの実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料等により、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 当該業務に関する将来的な展望
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該業務の実施体制、実績等
  - (2) 当該業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 当該業務に関する具体的な提案内容の妥当性・実現性等
  - (4) 当該業務に関する将来的な展望の妥当性・実現性等
  - (5) その他当該業務に必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局教育DX推進部長  
副委員長 教育委員会事務局学校教育部長  
委員 教育委員会事務局教育政策推進課長  
教育委員会事務局法務ガバナンス室長  
教育委員会事務局学校経営支援課教育イノベーション担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 第4条第3項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和7年5月22日から施行する。